

家畜衛生情報

豚コレラの予防的ワクチン接種に向けて 防疫指針改定案が示されました。

農林水産省は、感染リスクが高い地域について「ワクチン接種推奨地域」を設定し、家畜伝染病予防法第6条に基づく予防的ワクチン接種を可能とするなどの防疫指針改定案を9月27日に示しました。(長野県は接種推奨地域に該当する見込み。)

【防疫指針（改定案）における予防的ワクチンの概要】

＜飼養豚へのワクチン接種までの流れ＞

- ① 国は、衛生管理の徹底のみでは感染防止が困難と考えられる場合、豚への豚コレラ感染リスクが高い地域を「ワクチン接種推奨地域」に設定
- ② 「ワクチン接種推奨地域」に設定された都道府県は、接種対象区域や接種時期、接種の進め方、接種豚の標識方法、出荷先となると畜場などを定めた「ワクチン接種プログラム」を策定
- ③ 国による「ワクチン接種プログラム」の確認後、都道府県知事の接種命令により接種地域を定めて接種を開始

＜対象家畜及び移動の管理＞

- ・対象家畜は接種地域内で飼養されている哺乳豚を除く全ての豚（飼養イノシシを含む）
- ・ワクチンを接種した生きた豚の移動、精液、受精卵、死体、排せつ物などの流通は、原則として接種地域内に制限（条件を満たした場合には、死体、排せつ物などについては、地域外への流通も可能）
- ・出荷については、接種地域内のと畜場に限定。ただし、地域外のと畜場でも交差汚染防止対策が講じられている場合は出荷が可能
- ・接種した豚の肉や肉製品は、地域外への流通の制限は実施しない

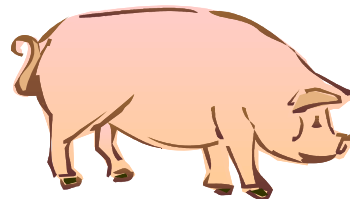


＜接種農場の監視＞

- ・ワクチン接種状況、有効性及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について検査を実施

＜接種農場における防疫措置等＞

- ・接種農場で患畜及び疑似患畜が確認された場合は、防疫措置に沿った対応を実施



※詳細については農林水産省のホームページを参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_18/pdf/data_s1.pdf

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232